

平成25年6月28日

江東区外部評価委員会

外部評価委員会の運営について（平成25年度）（案）

- 各委員は、ヒアリング開催 30 分前に集合し、委員同士の意見交換を行うことができる。
- ヒアリングでは、まず、施策の主管部長から、当該分野の現状と課題、今後の方向性及び23・24年度の行政評価に対する取り組み状況等のポイントについて5分以内で説明を行い、その後、委員との質疑を行うものとする。なお、1施策あたり1時間を基本としてヒアリングを行うものとする。
- ヒアリングに出席する説明者は、原則、施策の主管部課長及び関係部課長とする。ただし、関係部課長は主管部課長が認める場合に限り、出席しないことを可とする。また、主管課及び関係課に属する係長職員は、所属の課長が説明者として出席する場合、同席し発言することを可とする。
- 各委員は、ヒアリング終了後、概ね3日後までに外部評価シートを事務局まで提出するものとする。
- 各委員から提出された外部評価シート及びヒアリング中の議論等をもとに、小委員会で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示するものとする。なお、最終案は、第6回外部評価委員会（8月16日）において決定する。